

地域医療支援病院における承認変更事項の報告について

地域医療支援病院の新築移転に伴う承認事項の変更について、以下のとおり報告がありましたので報告します。

変更後の所在地は、変更前の所在地から約300メートル南方にあり、地域の医療提供体制に影響はありません。

また、移転に伴う地域医療支援病院の承認要件となる医療法第4条第1項第5号に規定する医療法第21条第1項第2号～8号まで及び第10～第12号まで並びに第22条第1号及び第4号～9号に定める診察室、病理解剖室、研究室等の有無及び構造設備については、医療指導課職員による現地調査で確認しています。

なお、地域医療支援病院の病床機能や診療体制に変更がある場合は、必要に応じて当該病院の構想区域地域医療構想調整会議で協議を行い、合意を得る必要がありますが、当該病院が新築移転することについては、令和2年9月9日開催の福岡・糸島区域地域医療構想会議において協議され、同日、合意が得られています。

1 病院名

社会福祉法人財団白十字会白十字病院

2 変更内容

(1) 所在地

変更前所在地：福岡市西区石丸3-2-1

変更後所在地：福岡市西区石丸4-3-1

(2) 病床数

変更前病床数：466床

変更後病床数：282床

※466床のうち、24床を削減し160床を療養型病床として変更前所在地で稼働

3 地域医療支援病院の新築移転に伴う承認要件に係る新病院の現地調査について

医療法第4条第1項第5号に定める地域医療支援病院として必要な施設を有しているかについて、下記のとおり現地調査を実施し、施設を有していることを確認しています。(必要な施設等については、「参考」参照)

(1) 現地調査日：令和3年2月19日(金) 15:00～

(2) 新病院の構造の概要【7階建て】

階数	各階の構造設備
1階	地域医療連携室、研究室、講義室、救急外来、処置室(急患)、病理解剖室、エックス線装置、図書室(患者用)、給食施設(外来用)
2階	各科専門の診療室、処置室、臨床検査室、図書室(職員用)、医局、カンファレンス室
3階	手術室、集中治療室、化学・細菌及び病理の検査施設、医薬品情報管理室、調剤所、給食施設(入院患者専用)
4～6階	病室(一般病床282床) 【開放型病床の内訳】 集中治療室(3階)2床、4階北及び南病棟13床 5階北及び南病棟8床、6階北及び南病棟7床 計31床
7階	機械室

4 地域医療支援病院の開設者変更等の手続きについて

本県では、地域医療新病院における承認事項の変更等の手続きについては、従前より「地域医療支援病院の開設者変更等の手続きについて」（以下「手続き」という。）に基づき手続きを行っています。

今回の白十字病院の新築移転については、「手続き」の、承認時と同一郡市医師会の地域内への移転であり、引き続き承認要件を充足できる見込みがある場合に該当することから、住所地の変更届及び承認要件を充足できる見込みを示す客観的資料（令和2年度の業務報告書）を提出してもらい、客観的資料が承認要件を満たしているかを確認し、確認できた場合には、当該病院に対し「地域医療支援病院の名称の使用について」を通知することになります。

なお、移転後に提出された事業報告書等で承認要件が満たされていないことを確認した場合には、医療審議会に意見を聴取し、地域医療支援病院の承認を取消す場合もあります。

○ 参考

【法第4条第1項第5号に規定する地域医療支援病院として必要な施設】

法第21条第1項第2号～8号、10号～12号	第2号 各科専門の診療室 第3号 手術室 第4号 処置室 第5号 臨床検査施設 第6号 エックス線装置 第7号 調剤所 第8号 給食施設 第10号 診療科目名中に産婦人科又は産科を有する病院にあつては、分べん室及び新生児の入浴施設 第11号 療養病床を有する病院にあつては、機能訓練室 第12号 その他都道府県の条例で定める施設
法第22条第1号、第4号～第9号	第1号 集中治療室 第4号 化学、細菌及び病理の検査施設 第5号 病理解剖室 第6号 研究室 第7号 講義室 第8号 図書室 第9号 その他厚生労働省で定める施設（医療法施行規則第22条）
施行規則第22条	22条 救急用又は患者輸送用自動車及び医薬品情報管理室

地域医療支援病院の開設者変更等の手続きについて

1 基本的な考え方

医療法では、病院の移転及び開設者の変更を行う場合、病院の廃止及び新規開設許可の手続きを行う必要がある。地域医療支援病院の名称使用の承認は開設する病院に対することから、開設者変更や移転の場合は、原則として新規の名称使用承認申請が必要となるところであるが、本県では、地域の医療提供体制の確保を図る観点から、従前より下表のとおり取り扱っている。

変更事項		手続き	審議会への 諮問・報告	申請・届出書類等
開 設 者	1	引き続き承認要件を充足できる見込みがある場合	変更後の開設者による新規申請	報告 ・変更後も従前の医療提供機能等をそのまま継承し、承認要件を充足できる見込みを示す客観的資料 ・新規申請書類一式（前年度の実績及びそれ以降の直近の実績） ※変更後に提出される事業報告書等で承認要件を満たしていない場合は審議会への諮問後、承認取消し
	2	引き続き承認要件を充足できない見込みがない場合	変更前の開設者による辞退	報告 辞退届
移 転	3	承認時と同一都市医師会の地域内への移転 引き続き承認要件を充足できる見込みがある場合	所在地の変更	報告 ・所在地の変更届 ・承認要件を充足できる見込みを示す客観的資料 ※変更後に提出される事業報告書等で承認要件を満たしていない場合は審議会への諮問後、承認取消し
			辞退	報告 辞退届
	4	引き続き承認要件を充足できない見込みがない場合	①移転前： 辞退 ②移転後： 新規申請	①報告 ②諮問 ①辞退届 ②移転後、承認要件を充足した後に新規申請書類一式 ※変更後に提出される事業報告書等で承認要件を満たしていない場合は審議会への諮問後、承認取消し
5	承認時と異なる都市医師会の地域への移転 引き続き承認要件を充足できる見込みがある場合	辞退	報告 辞退届	
6	引き続き承認要件を充足できない見込みがない場合	名称の変更	報告 ・名称の変更届 ・定款等、名称が変更されたことを証する資料	
名 称	7	病院の名称のみの変更の場合		

○上表のほか、病床機能や診療体制等に変更がある場合においては、予め「病床機能等の変更に関する報告書」若しくは「医療機関が担う役割等の変更に関する報告書」の提出が必要であり、その後、必要に応じて構想区域地域医療構想調整会議（病床機能分化連携推進部会がある区域では当該部会）で協議を行い、合意を得る必要がある。このとき公的医療機関等2025プランの変更も伴う場合、併せて協議を行い、合意を得ることとなる。（H29年度から）